

事 務 連 絡
令和7年3月14日

介護サービス事業所 御中

福井県健康福祉部長寿福祉課

令和6年度介護人材確保・職場環境改善等支援事業補助金について(その2)

日ごろから県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)において、「足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。」とされました。

先般、「介護保険最新情報 vol.1352」および「介護人材確保・職場環境改善等補助金に関するQ&A(第1版)」を送付させていただきました。

この度、県ホームページにおいて、申請様式および交付要領等について、公開しましたので、内容をご確認いただき、申請のご準備をお願いいたします。

申請期限は、介護職員等処遇改善加算計画書の提出期限の令和7年4月15日と合わせる予定をしております。

申請に関する問い合わせ対応および申請受付等について、外部委託を予定しており、窓口(事務局)が開設(令和7年3月下旬頃を予定)されるまで少々お待ちください。(開設しましたら、改めてお知らせいたします。)

また、当該事業の実施(対象事業所、対象者、補助額、補助金要件、補助対象経費等)について、厚生労働省コールセンターでの問い合わせ対応が開始されていますので、不明な点等がありましたら、厚生労働省コールセンターへお問い合わせください。

○厚生労働省コールセンター

電話番号:050-3733-0222 (受付時間:9:00~18:00※土日含む)

なお、県へ質問等がある場合は、メールあるいは下記のフォームにてお問い合わせください

(県メールアドレス) hokaisei@pref.fukui.lg.jp

(県問い合わせフォーム) <https://forms.office.com/r/UVki1h5KX6>

(県ホームページ)

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/jinzaikakuhojyokin.html>

○申請における提出書類

※事業所ではなく、法人単位で申請いただくことになります。

(複数事業所を運営する法人様については、とりまとめた申請をしていただく必要があります。)

(1) 補助金交付申請書 様式第1号

(2) 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 様式第2号

(3) 債権債務者申請書 様式第7号

(4) 県税の納税状況の確認について

(5) 税務署が発行する納税証明書

(法人税、消費税および地方消費税の未納の税額がないことの証明)

○申請における留意事項

・各サービスの1月あたり介護報酬総単位数については、交付対象月の実績を記載するようにしてください。

※介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の場合は、推計値で加算額を算出しておりますので、補助金交付申請の際はご注意ください。

・介護予防や短期利用型サービスの記載漏れがないように、ご確認ください。

※記載がない場合、補助金額が算出されません。

○実績報告書の提出期限について

・実績報告書の提出期限については、別途ご案内いたしますが、令和7年9月30日を予定しております。

「介護人材確保・職場環境改善等補助金に関するQ&A(第1版)」問1にありますとおり、上記期日(予定)までに補助額による人件費の改善や職場環境改善の実施をお願いいたします。